

【署名のお願い】

現在の国籍法が制定されるまでは、母親が日本人で父親が外国人の子どもに日本国籍はありませんでした。自分の子どもに日本国籍を継がせたいという思いで、国際結婚をしている七人の女性によって1980年に作られたのが「国際結婚を考える会」です。当時、日本政府は1980年に署名した女子差別撤廃条約の批准に備えるため、父系血統主義を見直す必要が生じていました。会員の熱心な運動も功を奏し、1985年に国籍法が改正され、父親と母親の二つの国籍をもつ二重国籍の子どもがたくさん登場しました。ところが、この国籍法には国籍選択制度が含まれていました。出生により両親の国籍を受け継いだ子どもは、22歳までの間にどちらかの国籍を選ばなければならないというものです。この国籍選択は、国際結婚から生まれた子どもだけでなく、両親とも日本人であってもアメリカのような生地主義の国で生まれた子どもにも義務付けられます。国際結婚を考える会では、「出生により異なる国籍を取得した子どもがこれらの国籍を保持すること」を認めて欲しいと請願運動をしています。選択制度の導入は、1930年のヨーロッパ国籍条約「国籍唯一の原則」を取り入れ、1963年「重国籍の減少」条約を取り入れたものと説明されましたが、その後ヨーロッパでは状況は大きく変化しています。人の国際移動と国際結婚が増大した今日、1997年には、ヨーロッパ国籍条約が採択され、重国籍を認めるかどうかは各国の自由とされ、とりわけ、「出生により異なる国籍を取得した子どもがこれらの国籍を保持すること」を締約国も認めるように義務づけています。したがって、ヨーロッパ諸国では、国際結婚で生まれた子どもに国籍選択を義務づけることはむしろ禁じられています。

また、会では海外に暮らす日本人が外国籍を取得しても日本国籍を保持できるように、日本国籍自動喪失規定の再考を求めています。また、やむなく日本国籍を失った者の国籍復活の可能性をもあわせて検討していただくようお願いをしています。趣旨に賛同していただいた方に署名のご協力をお願いいたしております。お預かりした署名はこの運動に協力してくれる国会議員（紹介議員といいます）を通じて国会に提出されますが、それまでは会が大切に保管し、第三者の目に触れることはありません。署名用紙は空欄なく埋めていただくのが理想ですが、たとえお一人分でも構いませんのでよろしくお願いいたします。請願署名の締め切りは、6月30日（臨時国会提出用）と1月5日（通常国会提出用）の年2回となっています。国会ごとに新たに請願が提出されるため、同じ個人が1年に2回署名することができます。

【署名用紙の記入の仕方】

署名の仕方についてはいくつかの決まりがあります。それに従ったものでなければ、せっかくの署名が無効になりますので、ご注意ください。

●署名できる方の資格 1、日本国籍のある方 2、日本に滞在している外国籍の方

署名できる方の資格は、当会の設けたものでなく請願法に定められた資格です。ご了承下さい。

- **自筆が原則です。**鉛筆は不可。自筆の場合は捺印はいりません。
- 未成年も署名できます。住所だけは親が代筆しても構いません。その場合も捺印はいりません。氏名・住所をすべて代筆、または印刷・ゴム印等の場合、捺印が必要です。同じ家族でも、それぞれ個別の印鑑を押してください。
- 住所は外国の場合は国名から、日本国内の場合は、都道府県名からお書きください。
- 外国の住所はブロック体のアルファベットでも結構です。
- 海外に移住している日本人はできる限り日本名（戸籍に届けている氏名など）で日本語でお願いします。または氏名の下に（日本国籍）と入れてください。
（例）ジョンズミス（日本国籍）
外国風の氏名と外国の住所では請願課から当会に問い合わせが来ることもあります。
- 請願は二つありますが、一つだけに署名して下さっても構いません。
- 署名用紙が足りなかったらコピーしてください。会のホームページからも取り出せます。署名用紙は、請願書(表)と署名欄(裏)の2ページになっています。署名欄の印刷だけでも構いません。
- 集まった署名の送付先は、下記のメールアドレスにお問い合わせください。

国籍法請願専用アドレス：kokusekiseigan@gmail.com